

2024年 3月 27日

被 保 険 者 各 位

大阪府中央区今橋4丁目4番7号  
セキスイ健康保険組合

## 異動に伴う各種届出の速やかな提出について

平素から当健康保険組合の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月は異動が多くなる時期です。  
健康保険組合へ届出が必要なケースをご案内いたしますので、ご確認いただき、該当される場合は、速やかに届出いただきますようお願いいたします。

記

### 1.被扶養者が就職された場合

就職後は就職先の健康保険組合等の被保険者となりますので、扶養から外す手続きを行ってください。(勤務先だけでなく、健康保険組合にも届出が必要です。)

- 【提出物】 ・被扶養者届及び被扶養者確認通知書  
・被保険者証  
・添付書類（就職先の被保険証等のコピー）  
※添付書類は、新卒で4月1日付就職された場合のみ省略可能です。  
ただし届出が6月1日以降になった場合は添付が必要です。

### 2.引越されて住所（住民票の住所）が変わった場合

住民票の住所の変更を伴う引越しの場合は、住所変更の届出を行ってください。

- 【提出物】 ・健康保険住所変更届  
及び健康保険住所変更確認通知書

### 3.被保険者が単身赴任になり被扶養者と別居される場合

住民票の住所の変更を伴う引越しの場合は、住所変更の届出を行ってください。

- 【提出物】 ・健康保険住所変更届  
及び健康保険住所変更確認通知書

#### **4.被扶養者が通学のため離れてお住まいになる場合**

住民票の住所の変更を伴う引越しの場合は、住所変更の届出を行ってください。

- 【提出物】 ・健康保険住所変更届  
及び健康保険住所変更確認通知書  
・添付書類（学生証または在学証明証のコピー）

#### **5.離れてお住まいだった被扶養者と同居される場合**

住民票の住所の変更を伴う引越しの場合は、住所変更の届出を行ってください。

- 【提出物】 ・健康保険住所変更届  
及び健康保険住所変更確認通知書

#### **被扶養者の届出に関する注意事項**

健康保険法（施行規則第38条）により、被扶養者の届出は該当事由に至ったときは5日以内に提出しなければならないと定められています。

事由発生日以降、速やかに被扶養者届に被保険者証（添付書類が必要な場合は添付書類）を添えて届出していただきますようお願い申し上げます。

なお、扶養から外す手続きが速やかに行われなかった場合は、扶養の資格は遡って取り消され、資格がない期間中に健康保険組合が負担した医療費及びその他給付金を返納していただくことになります。

#### **扶養認定条件に関する注意事項**

以下に該当した場合は、扶養から外す手続きが必要となります。

- ・収入条件を超える方
  - 60歳未満 年収130万円以上（月収108,334円以上）
  - 60歳以上または障がい者 年収180万円以上（月収150,000円以上）但し、年収の壁への対応で「人出不足による労働時間延長等に伴う一時的な変動である旨の事業主の証明書」を提出された場合は除きます。
- ・年間収入が被保険者の年間収入の二分の一以上ある方
- ・アルバイト等（試用期間含む）で勤務形態が正社員の3/4以上ある方
- ・別居等により生計維持関係がなくなり扶養者の条件を満たさなくなった方
- ・日本国内に住民票がない方（海外に留学している方や海外勤務をしている被保険者に同行する家族は除く）
- ・短時間労働者で被保険者資格を取得された方

以 上